

**BIGLOBE サービス「BIGLOBE 高速モバイル EM」
定期契約(端末購入)型におけるデータ端末の取り扱いに関する特約**

ビッグロブ株式会社

ビッグロブ株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社の提供する「BIGLOBE 高速モバイル EM」サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に必要となるデータ端末(以下「データ端末」といいます。)の提供に関する特約を以下のとおり定めます(以下「本特約」といいます。)。当社は、本特約に定める条件に従い当社との間でデータ端末の提供に関する契約(以下「本端末契約」といいます。)が成立したお客様に対して、本特約に基づきデータ端末を提供します。なお、データ端末の提供に関して本特約に定めのない事項については、当社が本サービスに関して別途定める「BIGLOBE サービス「BIGLOBE 高速モバイル EM」特約【BIGLOBE 会員(個人会員)向け】」または「BIGLOBE サービス「BIGLOBE 高速モバイル EM」特約【BIGLOBE 会員(法人会員)向け】」(以下「高速モバイル EM 特約」といいます。)に従います。

第1条(データ端末の提供地域)

当社は、日本国内においてのみデータ端末を提供するものであり、理由の如何を問わず、日本国外では提供しません。

第2条(本端末契約の申し込み資格等)

本端末契約の申し込みを行うことができる方は、高速モバイル EM 特約に従い本サービスの提供に関する契約(以下「本サービス契約」といいます。)が当社との間で成立している方、または、本端末契約の申し込みと同時に本サービス契約の申し込みをされる方に限ります。

- 2 前項にいう本サービス契約は、「定期契約(端末購入)型」の本サービスを対象とするものに限られ、その他の本サービスを対象とするものは除外します。
- 3 本端末契約の申し込みを行うことができる件数は、1の本サービス契約に対して1までとします。

第3条(本端末契約の申し込み)

本端末契約の申し込みをされる方(以下「申込者」といいます。)は、当社所定の方法により当社所定の事項を申告のうえその申し込みを行う必要があります。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が第1項の申し込みにおいて当社に対して虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 申込者が本サービスその他当社サービスに係わる料金その他債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 申込者がデータ端末の販売代金、その他本端末契約に基づく債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 申込者が過去において不正使用などにより本サービスその他当社サービスの提供に係わる契約の解除、または本サービスその他当社サービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (5) 申込者が未成年者等であって、本端末契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (6) その他、本端末契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると判断した場合
- 3 当社は、前条所定の条件を満たさない申し込みは一切承諾しません。
- 4 当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

第4条(本端末契約の成立)

本端末契約は、前条に従い行われた申し込みを当社が承諾することにより成立します。

第5条(契約内容の変更)

契約者(本端末契約が成立した申込者のことをいい、以下同様とします。)は、第3条第1項に基づく申込時に当社に申告した事項の内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知しなければなりません。契約者がその通知を怠ったことにより何らかの不利益を被ったとしても、当社は、一切の責任を負いません。

第6条(データ端末の提供)

当社は、1の本端末契約につき1のデータ端末を契約者に提供します。

第7条(データ端末の納入および引渡等)

契約者へのデータ端末の引渡については、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)の費用と責任でソフトバンクが指定する者によって、契約者が第3条第1項に基づく申込時にデータ端末の送付先として指定した場所へ送付します。

- 2 ソフトバンクが契約者によるデータ端末の受け取りを確認したことにより契約者へのデータ端末の引渡が完了します。

- 3 第2項のデータ端末の引渡が完了された時点で、データ端末の所有権は契約者に移ります。なお、データ端末に係わる所有権以外の知的財産権およびその他の権利は契約者に移転しません。
- 4 契約者は、第3条第1項に基づく申込時に当社に申告した事項のうち、第1項に基づく送付および第2項に基づく確認に必要な事項を当社がソフトバンクに提供および開示することを承諾します。

第8条(データ端末の保証)

故障等によるデータ端末の修理、交換については、当社に請求していただきます。

- 2 故障等によるデータ端末の修理、交換については、ソフトバンクの保証規定に従いソフトバンクが行いますので、当社は一切その責を負いません。その保証規定はデータ端末に同梱する保証書に記載されるとおりとします。
- 3 契約者がデータ端末に関する瑕疵または機器本体もしくは付属品の欠品を発見した場合において、契約者に対するデータ端末の引渡完了後 1 週間以内に契約者から瑕疵または欠品の通知が当社に到達しなかった場合は、データ端末は瑕疵および欠品なく契約者に引き渡されたものとみなし、当社は、以降の一切の責任を負いません。
- 4 契約者は、第3条第1項に基づく申込時に当社に申告した事項のうち、ソフトバンクが第2項所定の修理または交換を行うために必要となる事項を当社がソフトバンクに提供および開示することを承諾します。

第9条(利用制限)

データ端末は、本サービスの利用のために使用されることを前提とするものであり、当社以外の者が提供するサービスでは利用できません。

第10条(禁止行為)

契約者は、次の各号の行為をしてはなりません。

- (1) データ端末を転貸または売却して第三者に利用させること
- (2) データ端末に添付または格納されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他かかるプログラムに関する著作権その他権利を侵害する行為

第11条(責任の範囲)

当社は、データ端末の利用、瑕疵および故障に起因して契約者または第三者に生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第12条(権利義務の譲渡等)

契約者は、本端末契約上の地位または本端末契約により生じる権利もしくは義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡、承継もしくは貸与または担保に供してはなりません。

第13条(販売代金)

契約者は、本端末契約に基づくデータ端末の提供の対価として当社がウェブサイト等において表示した販売代金を次項に従い当社に支払わなければなりません。

- 2 当社は、データ端末の販売代金を本サービスの料金の初回の請求と併せて契約者に請求し、契約者は、当社がその請求時に指定する支払い方法に従い当社に支払わなければなりません。

第14条(データ端末の返却等)

当社は、データ端末の引渡完了後の契約者からの本端末契約の解約の申し出またはデータ端末の返却の申し出は、そのデータ端末が未使用または未開封であるか否かに関わりなく、承諾いたしません。ただし、法令の定めによりかかる承諾の保留が禁じられている場合は、この限りではありません。

第15条(本サービス契約の終了との関係)

当社は、本サービス契約の終了を理由とする契約者からの本端末契約の解約の申し出またはデータ端末の返却の申し出は、その終了の理由の如何を問わず、一切承諾しません。なお、本サービス契約が終了した場合において、契約者が誤ってデータ端末を当社またはソフトバンクに返却したときは、当社は、60日間の保管期間を経てそのデータ端末を廃棄することができ、契約者は、かかる廃棄に対して異議を述べることは一切できません。

第16条(本特約の内容の変更)

当社は、一定の予告期間をもって、当社所定の方法により通知または告知することにより、本特約を変更することができます。なお、かかる変更があった場合でも、その変更前に本端末契約が成立した契約者については、その成立の時点における本特約が適用されます。

附 則

この特約は、平成27年7月1日から実施します。